



～行方不明の相続人がいるときの遺産分割～



税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

被相続人が遺言を作成せずに亡くなった場合、被相続人の遺産を分割するには相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。相続人のうちの一人が音信不通で行方不明であったとしても、その行方不明者も相続人としての権利を保有しているため、その行方不明者を除いて遺産分割協議を行うことはできません。相続人に行方不明者がいる場合の遺産分割手続きについてご説明いたします。

1. 連絡先が不明、調べる方法がわからない

行方不明者の住所を特定することから始めます。戸籍を追っていけば、行方不明者の現在の本籍地を知ることができます。その本籍地の市町村が発行する「戸籍の附票」という書類で、その行方不明者の現在の住所を確認することができます。行方不明者の現在の住所が特定できたら、手紙などの郵便物を送付したり、直接住所地に訪れるなど可能な限り連絡をとって、遺産分割の話し合いを進めていきます。このような方法でも、住所や居所が分からず連絡が取れない場合や戸籍の附票から現在の住所が判明しない場合には、次の対応策に進む必要があります。

2. 不在者財産管理人の選任

行方不明者（不在者）は生きているはずだが住所や居所がわからないときは、家庭裁判所に「不在者財産管理人選任の申立て」を行い、不在者財産管理人が選任された後、不在者財産管理人に遺産分割協議に参加してもらい遺産分割を行う方法があります。不在者財産管理人選任の手続きは、申し立てをしてから約1月～3月程度かかります。また、不在者財産管理人はあくまで不在者の財産を管理する人であり、不在者に代わって遺産分割協議に参加するためには、家庭裁判所で「不在者管理人権限外行為許可」の手続きが別途に必要となります。不在者財産管理人には、相続人の利害関係者以外の親戚や、弁護士、税理士などが選任することが一般的です。

3. 失踪宣告の申立て

行方不明者の住所や居所が分からず生死不明の状況が7年以上であれば、その行方不明者について家庭裁判所に失踪宣告の申し立てを行う方法があります。失踪宣告の確定により、その行方不明者は法律上死亡したとみなされます。そして、その行方不明者を除いた相続人間で遺産分割協議を成立させることができます。ただし、行方不明者に子供がいるときは、代襲相続によりその子供が相続人となり、その子供（代襲相続人）が遺産分割協議に参加しなければ遺産分割をすることはできません。通常、申し立てをしてから失踪宣告がなされるまで1年程度の期間を必要とします。

（不在者財産管理人の選任と失踪宣告の違い）

	不在者財産管理人	失踪宣告
行方不明者の状況	音信普通で行方不明である。 (行方不明の期間は、関係がない)	最後に消息を絶って、生死不明 になってから7年以上経過。 (危難失踪は1年以上経過)
取扱い	行方不明者に代わって、不在者 財産管理人が財産を管理する。 (行方不明者の生存が前提)	失踪宣告を受けた行方不明者は、 法律上死亡したものとみなされる。
手続きに必要な期間	申立てから、約1ヶ月～3ヶ月	申し立てから、約1年

相続人のなかに行方不明者がいると事前にわかっている場合には、必ず遺言を作成しておく必要があります。遺言があれば相続人全員での遺産分割協議の必要がなくなりスムーズに相続手続きを行うことができます。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp